

イベント開催等における「感染防止安全計画」について（概要）

1 趣旨

イベント開催時に必要な感染防止策を着実に実施するため、イベントごとにイベント主催者等が具体的な感染防止策を検討・記載し、県がその内容の確認及び必要な助言等を行うことにより、感染防止策の実効性を担保する。

2 対象

参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベント

※「大声なし」の担保が前提

※緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域においては5,000人超のイベント

3 感染防止策の項目

① 飛沫の抑制（マスク着用や大声を出さないこと）の徹底

適切なマスク（品質の確かな、できれば不織布）の正しい着用や大声を出さないことの周知・徹底等

② 手洗、手指・施設消毒の徹底

こまめな手洗や、手指・施設内の消毒の徹底等

③ 換気の徹底

法令を遵守した空調設備の設置による常時換気又はこまめな換気の徹底

④ 来場者間の密集回避

入退場時の密集を回避するための措置（入場ゲートの増設や時間差入退場等）の実施等

⑤ 飲食の制限

飲食時における感染防止策（飲食店に求められる感染防止策等を踏まえた十分な対策）の徹底等

⑥ 出演者等の感染防止策

有症状者（発熱又は風邪等の症状を呈する者）は出演・練習を控えるなど日常からの出演者やスタッフ等の健康管理の徹底等

⑦ 参加者の把握・管理等

入場時の連絡先把握やアプリ等を活用した参加者の把握、直行・直帰の呼びかけ等イベント前後の感染防止の注意喚起等

4 ワクチン・検査パッケージ制度の適用

感染防止安全計画を策定し、県による確認を受けたイベントについては、ワクチン・検査パッケージ制度の適用により、人数上限を収容定員までとする。

その際、感染防止安全計画において、以下の2点を記載することとする。

- ・検査方法（PCR検査、抗原定量検査、抗原定性検査等の種別及び事前送付、現地検査等の実施の有無等）
- ・「ワクチン接種歴」又は「検査結果の陰性」の確認方法

5 イベント開催後

- ・イベント終了後、1か月以内を目途に、結果報告書を県に提出する。
- ・問題が発生（クラスター発生、感染防止策の不徹底等）した場合、イベント主催者等は、直ちに結果報告書を県に提出する。

6 その他

- ・感染防止安全計画を策定しないイベントについては、引き続き、感染防止策への対応状況をチェック形式で確認するチェックリストをイベント主催者等がHP等で公表し、イベント終了日から1年間保管する。
- ・事前相談済のイベント（改めて感染防止安全計画を策定し人数上限を変更する場合は除く）については、感染防止安全計画の策定を求めないこととする。